

<建築基準法の一部改正に伴う福岡市確認申請の手引きの修正等について>

平成 30 年 6 月 27 日に公布がなされた建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）等の施行に伴う、内容の修正や条項ずれ等の修正を行っております。

また、法改正に合わせた福岡市建築基準法施行条例や同施行規則の改正についても修正しています。

修正箇所については下記をご参照ください。

福岡市確認申請の手引き修正一覧

	修正箇所	修正内容	
第 1 章	P2	法第 6 条 1 項 1 号建築物の面積規模を 100 m ² から 200 m ² に修正	
第 2 章	P11, 12	法第 43 条第 1 項ただし書き許可が法第 43 条 2 項（認定，許可）として規定されたことによる修正	
第 3 章	P33	総 1	用途変更の面積規模を 100 m ² から 200 m ² に修正
	P34	総 2	法第 87 条の 2 を法第 87 条の 4 に修正
	P70	総 18	法第 67 条を法第 65 条に修正
	P80	単 7	法第 64 条を法第 61 条に修正
	P85	単 11	福岡市建築基準法施行条例第 22 条の改正（対象から自動車車庫を削除），異種用途区画が新たに法第 112 条第 17 項になったことによる修正
	P81～83, 89, 92	単 8, 9, 14, 17	法第 112 条第 9 項を法第 112 条第 10 項に修正
	P94	単 20	令第 112 条第 14 項を令第 112 条第 18 項に修正
	P126	集 2-2	法 43 条 2 項を法 43 条 3 項に修正
	P135, 136	集 2-3	法第 43 条第 1 項ただし書き許可が法第 43 条 2 項（認定，許可）に改正されたことによる修正
	P147	集 17	同上
	P163	集 28	同上
第 4 章	P167～	福岡市建築基準法施行条例の一部改正に伴う修正 （第 36 条の適用除外建築物に法 87 条の 3 による許可を受けた建築物を追加 ※新旧対照表①参照）	
	P181～	福岡市建築基準法施行条例の一部改正に伴う解説の修正 （市条例 21, 22 条の対象から自動車車庫を削除したこと，第 36 条の適用除外建築物に法 87 条の 3 による許可を受けた建築物を追加したことによるもの）	
	P186～	福岡市建築基準法施行細則の一部改正に伴う修正 ※新旧対照表②参照	
	P269	法第 87 条の 3 による許可申請手数料等の規定を新たに定めたことによる手数料一覧の修正	
第 5 章	—	各種様式の修正（元号の削除および令和に変更）	
	P282	様式第 9 号の 2 承諾書（管理者用）の追加（※新旧対照表参照）	
	P286	様式第 11 号（認定申請書）の改正に伴う修正 （容積対象面積除外となる部分の欄に「老人ホーム等，宅配ボックス 等」の欄を追加）	

※なお、第 3 章各編の項目ページおよび各ページの実施年月日欄において、法改正に伴い内容が変わるものについては「改正 R1.6」など改正の時期を記載しておりますが、単に条項がずれたのみで、内容の変更が伴わないものについては「改正」として示しておりませんのでご了承ください。